



長野県報

5月30日(木)
平成25年
(2013年)
第2475号

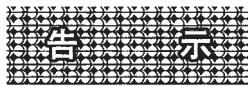
目次

告示

長野県議会定例会の招集(財政課)	1
平成13年長野県告示第287号(長野県情報公開条例に基づき知事が定める法人)の一部改正(情報公開・私学課)	1
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(2件)(道路管理課)	2
平成13年長野県教育委員会告示第2号(長野県情報公開条例に基づき教育委員会が定める法人)の一部改正(教育総務課)	2

公告

長野県環境影響評価条例に基づく準備書に係る公聴会の開催(環境政策課)	3
水道法に基づく指定給水装置工事事業者の指定(企業局)	3
銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会の開催(生活環境課)	4



長野県告示第306号

平成25年6月20日、長野県議会定例会を長野市に招集します。

平成25年5月30日

長野県知事 阿部守一

財政課

長野県告示第307号

平成13年長野県告示第287号(長野県情報公開条例(平成12年長野県条例第37号)に基づき知事が定める法人)の一部を次のように改正します。

平成25年5月30日

長野県知事 阿部守一

- 「社団法人長野県私学振興協会
 社団法人長野県私立短期大学協会
 社団法人長野県私立幼稚園協会
 社団法人長野県地域包括医療協議会
 社団法人長野県観光協会
 社団法人長野県果実生産出荷安定基金協会
 社団法人長野県原種センター
 社団法人長野県畜産物価格安定基金協会
 社団法人長野県農業担い手育成基金
 社団法人長野県林業公社
 社団法人長野県林業コンサルタント協会
 財団法人長野県消防協会
 本則中 財団法人長野県国際交流推進協会 を
 財団法人長野県長寿社会開発センター
 財団法人長野県アイバンク・臓器移植推進協会
 財団法人長野県健康づくり事業団
 財団法人長野県生活衛生営業指導センター
 財団法人長野県文化振興事業団
 財団法人木曾地域地場産業振興センター
 財団法人長野県中小企業振興公社
 財団法人長野県テクノ財団
 財団法人飯伊地域地場産業振興センター」

「公益社団法人長野県私学教育協会
 一般社団法人信州・長野県観光協会
 一般社団法人長野県果実協会
 一般社団法人長野県原種センター
 公益社団法人長野県畜産物価格安定基金協会
 公益社団法人長野県農業担い手育成基金
 公益社団法人長野県林業公社
 一般社団法人長野県林業コンサルタント協会
 公益財団法人長野県消防協会
 公益財団法人長野県国際化協会 」、
 公益財団法人長野県長寿社会開発センター
 公益財団法人長野県アイバンク・臓器移植推進協会
 公益財団法人長野県健康づくり事業団
 公益財団法人長野県生活衛生営業指導センター
 一般財団法人長野県文化振興事業団
 一般財団法人塩尻・木曾地域地場産業振興センター
 公益財団法人長野県中小企業振興センター
 公益財団法人長野県テクノ財団
 公益財団法人南信州・飯田産業センター 』

「財団法人長野県緑の基金
 財団法人長野県林業用苗木安定基金協会
 財団法人長野県林業労働財団 を
 財団法人長野県下水道公社
 財団法人長野県建設技術センター
 財団法人長野県建築住宅センター 』
 「公益財団法人長野県緑の基金
 一般財団法人長野県林業用苗木安定基金協会
 一般財団法人長野県林業労働財団 に改める。
 公益財団法人長野県下水道公社
 公益財団法人長野県建設技術センター 』

情報公開・私学課

長野県佐久建設事務所告示第6号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成25年6月13日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成25年5月30日

長野県佐久建設事務所長 石井 杉 男

- 1 路線名 東部望月線
- 2 供用を開始する区間
佐久市印内字下里坊729番の6地先から
佐久市印内字下里坊727番の1地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成25年5月31日

道路管理課

長野県上田建設事務所告示第1号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成25年6月13日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成25年5月30日

長野県上田建設事務所長 戸谷 勝彦

- 1 (1) 路線名 東部望月線
- (2) 供用を開始する区間
東御市下之城字十郎314番の9地先から
東御市下之城字下宮前236番地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成25年5月31日
- 2 (1) 路線名 東部望月線
- (2) 供用を開始する区間
東御市下之城字大仁反91番の2地先から
東御市下之城字京免上1573番の3地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成25年5月31日

道路管理課

長野県教育委員会告示第6号

平成13年長野県教育委員会告示第2号（長野県情報公開条例（平成12年長野県条例第37号）に基づき教育委員会が定める法人）の一部を次のように改正します。

平成25年5月30日

長野県教育委員会

本則中 「財団法人長野県文化振興事業団
 財団法人長野県体育協会」 を
 「一般財団法人長野県文化振興事業団
 公益財団法人長野県体育協会」 に改める。

教育総務課